

## リスク評価（一次）評価Ⅰの結果を踏まえた対応 （平成25年7月18日）

＜リスク評価（一次）評価Ⅰの結果を踏まえた対応の説明＞	
評価Ⅱ着手（人）：人健康影響の観点で、平成25年度からリスク評価（一次）評価Ⅱに着手する。	1物質
評価Ⅱ着手（生態）：生態影響の観点で、平成25年度からリスク評価（一次）評価Ⅱに着手する。	7物質
評価Ⅱ段階継続（人）：人健康影響の観点で、リスク評価（一次）評価Ⅱ段階を継続する。	11物質
評価Ⅱ段階継続（生態）：生態影響の観点で、リスク評価（一次）評価Ⅱ段階を継続する。	7物質
評価Ⅰ段階継続：次年度、リスク評価（一次）評価Ⅰを行い、優先順位を見直す。	62物質
数量監視：当面の間、数量監視を行う。ただし、必要に応じて、次年度、リスク評価（一次）評価Ⅰを行い、優先順位を見直す。	8物質

＜平成25年度からリスク評価（一次）評価Ⅱに着手する物質の選定根拠について＞
<p>【人健康影響】</p> <p>○以下を満たす物質を選定。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般毒性、発がん性、変異原性のリスク懸念の可能性がいずれも高い物質（発がん性の有害性クラス2かつ変異原の有害性クラス2の物質で、推計排出量が多く、かつ、一般毒性・生殖発生毒性についてリスク懸念箇所が多い又はリスク懸念影響面積が広い物質）。</li> </ul>
<p>【生態影響】</p> <p>○以下を満たす物質を選定。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・排出源ごとの暴露シナリオにおいて、リスク懸念の箇所数が多い物質。</li> </ul>

優先評価化学物質の番号	優先評価化学物質の名称	リスク評価（一次）評価Ⅰの結果を踏まえた対応
1	二硫化炭素	評価Ⅰ段階継続
2	ヒドラジン	評価Ⅱ段階継続（人） 評価Ⅱ着手（生態）
3	n-ヘキサン	評価Ⅰ段階継続
4	1, 3-ブタジエン	評価Ⅱ段階継続（人）
5	イソプレン	評価Ⅰ段階継続
6	クロロメタン（別名塩化メチル）	評価Ⅰ段階継続
7	ジクロロメタン（別名塩化メチレン）	評価Ⅱ段階継続（人）
8	クロロホルム	評価Ⅰ段階継続
9	プロモメタン（別名臭化メチル）	評価Ⅱ着手（生態）
10	クロロエタン	評価Ⅰ段階継続
11	1, 2-ジクロロエタン	評価Ⅰ段階継続

優先評価化学物質の番号	優先評価化学物質の名称	リスク評価（一次） 評価Ⅰの結果を踏まえた対応
12	1, 2-ジクロロプロパン	評価Ⅱ段階継続（人）
13	クロロエチレン（別名塩化ビニル）	評価Ⅱ段階継続（人）
14	1, 3-ジクロロプロペン（別名D-D）	評価Ⅱ段階継続（生態）
15	メチルアミン	評価Ⅰ段階継続
16	ジメチルアミン	評価Ⅰ段階継続
17	テトラメチルアンモニウム=ヒドロキシド	評価Ⅰ段階継続
18	ニトロメタン	評価Ⅰ段階継続
19	エチレンオキシド	評価Ⅱ段階継続（人）
20	1, 2-エポキシプロパン（別名酸化プロピレン）	評価Ⅱ段階継続（人）
21	1, 2-エポキシブタン	数量監視 （年間推計排出量 1 t 以下）
22	エピクロロヒドリン	評価Ⅰ段階継続
23	エチレングリコールモノメチルエーテル	評価Ⅰ段階継続
24	2-（1-メチルエトキシ）エタノール	評価Ⅰ段階継続
25	ホルムアルデヒド	評価Ⅱ段階継続（人）
26	アセトアルデヒド	評価Ⅰ段階継続
27	N, N-ジメチルホルムアミド	評価Ⅱ着手（人）
28	酢酸ビニル	評価Ⅰ段階継続
29	メチルニドデカノアート	評価Ⅰ段階継続
30	N, N-ビス（2-ヒドロキシエチル）オレアミド	評価Ⅰ段階継続
31	アクリル酸メチル	評価Ⅰ段階継続
32	アクリル酸エチル	評価Ⅰ段階継続
33	アクリル酸 n-ブチル	評価Ⅱ段階継続（生態）
34	アクリルアミド	評価Ⅰ段階継続
35	メタクリル酸	評価Ⅰ段階継続
36	エチレンジアミン四酢酸	評価Ⅰ段階継続
37	ニトリロ三酢酸	数量監視 （製造・輸入数量 10 t 以下）
38	アセトニトリル	評価Ⅰ段階継続
39	アクリロニトリル	評価Ⅱ段階継続（人）
40	チオ尿素	評価Ⅰ段階継続
41	テトラエチルチウラムジスルフィド（別名ジスルフィラム）	評価Ⅰ段階継続
42	ビス（N, N-ジメチルジチオカルバミン酸）N, N'-エチレンビス（チオカルバモイルチオ亜鉛）（別名ポリカーバメート）	評価Ⅰ段階継続
43	ヘキサメチレン=ジイソシアネート	評価Ⅰ段階継続
45	ベンゼン	評価Ⅱ段階継続（人）
46	トルエン	評価Ⅰ段階継続

優先評価化学物質の番号	優先評価化学物質の名称	リスク評価（一次） 評価Ⅰの結果を踏まえた対応
47	スチレン	評価Ⅰ段階継続
48	イソプロピルベンゼン（別名 $\alpha$ -メチルスチレン）	評価Ⅱ段階継続（生態）
49	1, 2, 4-トリメチルベンゼン	評価Ⅱ着手（生態）
50	エチルベンゼン	評価Ⅰ段階継続
51	ベンジルニクロリド（別名塩化ベンジル）	評価Ⅰ段階継続
52	o-ジクロロベンゼン	評価Ⅰ段階継続
53	p-ジクロロベンゼン	評価Ⅱ段階継続（生態）
54	アニリン	評価Ⅰ段階継続
55	m-フェニレンジアミン	評価Ⅰ段階継続
56	o-フェニレンジアミン	評価Ⅰ段階継続
57	o-トルイジン	評価Ⅱ段階継続（人）
58	o-クロロアニリン	評価Ⅰ段階継続
59	ニトロベンゼン	評価Ⅰ段階継続
60	p-クロロニトロベンゼン	評価Ⅰ段階継続
61	ジニトロトルエン	数量監視 <sup>2</sup> （年間推計排出量1 t以下）
62	フェノール	評価Ⅰ段階継続
63	2, 4-ジ-tert-ペンチルフェノール	数量監視 <sup>2</sup> （年間推計排出量1 t以下）
64	2, 6-ジ-tert-ブチル-4-メチルフェノール	評価Ⅱ段階継続（生態）
65	ピロカテコール（別名カテコール）	評価Ⅰ段階継続
66	フタル酸ビス（2-エチルヘキシル）	評価Ⅰ段階継続
67	テレフタル酸ジメチル	評価Ⅰ段階継続
68	テレフタル酸	評価Ⅰ段階継続
69	1, 2, 4-ベンゼントリカルボン酸1, 2-無水物	評価Ⅰ段階継続
70	オクタデシルアミン（N-B）トリフェニルボラン	評価Ⅰ段階継続
71	[3-（2-エチルヘキシルオキシ）プロピルアミン] トリフェニルホウ素（I I I）	評価Ⅱ段階継続（生態）
72	4, 4'-ジアミノジフェニルメタン（別名4, 4'-メチレンジアニン）	数量監視 <sup>2</sup> （年間推計排出量1 t以下）
73	4, 4'-ジアミノ-3, 3'-ジクロロジフェニルメタン（別名4, 4'-メチレンビス（2-クロロアニリン））	数量監視 <sup>2</sup> （年間推計排出量1 t以下）
74	メチレンビス（4, 1-フェニレン）=ジイソシアネート	評価Ⅰ段階継続
75	4, 4'-（プロパン-2, 2-ジイル）ジフェノール（別名4, 4'-イソプロピリデンジフェノール又はビスフェノールA）	評価Ⅱ段階継続（生態）
76	ナフタレン	評価Ⅱ着手（生態）
77	ジシクロペンタジエン	評価Ⅰ段階継続

優先評価化学物質の番号	優先評価化学物質の名称	リスク評価（一次） 評価Ⅰの結果を踏まえた対応
78	3, 3' -ジクロロベンジジン	数量監視 <sup>2</sup> (年間推計排出量 1 t 以下)
79	ビスクロ [2, 2, 1] ヘプタン-2, 5 (又は 2, 6) -ジイル=ジシアニドの混合物	評価Ⅰ段階継続
80	1, 4-ジオキサソ	評価Ⅰ段階継続
81	モルホリン	評価Ⅰ段階継続
82	ε-カプロラクタム	評価Ⅰ段階継続
83	ピリジントリフェニルボラン (1/1)	評価Ⅰ段階継続
84	ビス (2-スルフィドピリジン-1-オラト) 銅	評価Ⅰ段階継続
85	ジカリウム=ピペラジン-1, 4-ビス (カルボジチオアート)	評価Ⅰ段階継続
86	α-(ノニルフェニル)-ω-ヒドロキシポリ (オキシエチレン) (別名ポリ (オキシエチレン)=ノニルフェニルエーテル)	評価Ⅱ着手 (生態)
87	4, 4'-イソプロピリデンジフェノールと1-クロロ-2, 3-エポキシプロパンの重縮合物 (別名ビスフェノールA型エポキシ樹脂) (液状のものに限る。)	評価Ⅰ段階継続
88	シクロヘキサ-1-エン-1, 2-ジカルボキシミドメチル=(1RS)-cis-trans-2, 2-ジメチル-3-(2-メチルプロパー-1-エニル) シクロプロパンカルボキシラート (別名テトラメトリン)	数量監視 <sup>2</sup> (製造・輸入数量10t以下)
89	過酸化水素	評価Ⅱ着手 (生態)
90	メタノール	評価Ⅰ段階継続
91	ジエタノールアミン	評価Ⅰ段階継続
92	過酢酸	評価Ⅰ段階継続
93	無水酢酸	評価Ⅰ段階継続
94	アクリル酸	評価Ⅱ着手 (生態)
95	クロロ酢酸ナトリウム	評価Ⅰ段階継続
96	シクロヘキサン	評価Ⅰ段階継続
計	評価Ⅱ着手	8
計	評価Ⅱ継続	18
計	評価Ⅱ着手・継続	25 <sup>1</sup>

1. 人健康影響と生態影響の両方で評価Ⅱ着手 (もしくは継続) の物質が1物質 (優先評価化学物質の番号: 2 (ヒドラジン)) あるため、合計は25物質となる。

2. 平成22年度・23年度実績と2年連続で数量監視となっている (優先評価化学物質の番号: 61,63,72,73,78,88)

※数量監視・・・過去3年以上、製造・輸入数量の全国合計値が10t以下の物質、又は全国推計排出量が1t以下の物質については、化審法第11条に基づく優先評価化学物質の指定の取消しを行う。